

生徒手帳



新潟県立塩沢商工高等学校

TEL (025) - 782 - 1111

新潟県南魚沼市泉盛寺 701 - 1

目 次

1	教育目標・・・・・・・・	2
2	校 歌・・・・・・・・	3
3	沿 革・・・・・・・・	5
4	学 則 抄・・・・・・・・	7
5	生徒心得・・・・・・・・	10
6	生活面に関する規定・・・・・・・・	12
7	交通安全に関する規定・・・・・・・・	13
8	学校安全宣言文・・・・・・・・	14
9	図書館入館心得・・・・・・・・	14
10	生徒会々則・・・・・・・・	14
11	選挙規定・・・・・・・・	17
12	整備委員会細則・・・・・・・・	18
13	保健委員会細則・・・・・・・・	18
14	応援団細則・・・・・・・・	19
15	放送・泉盛委員会細則・・・・・・・・	20
16	図書委員会細則（抄）・・・・・・・・	20
17	生徒会機構図・・・・・・・・	21
18	予算作成機構図・・・・・・・・	22

教 育 目 標

- 1 自主自律性の確立と個性の伸長
- 2 学力の向上と実践力の育成
- 3 体力の向上と旺盛な気力の養成

校 歌

1. 仰ぐ山脈 緑の萌えて

紫におう 遠霞

眺めうるわしこの高台に

そそる雄姿の氣宇の許

我等が生命 息吹きも新た

2. 光清かに魚野の流れ

たぎつよどみつ一筋に

若き血潮のよろこびもちて

実の業を磨きなん

我等が理想 称えよ高く

3. 紅葉あや織る故郷ゆかし

その名もしるき塩沢の

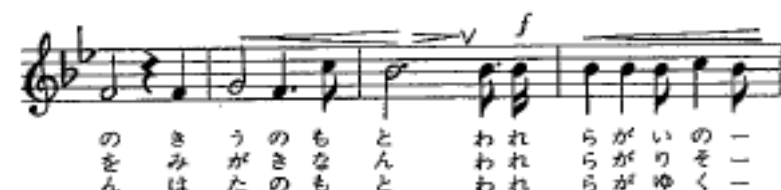
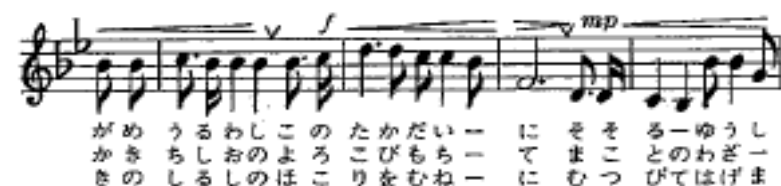
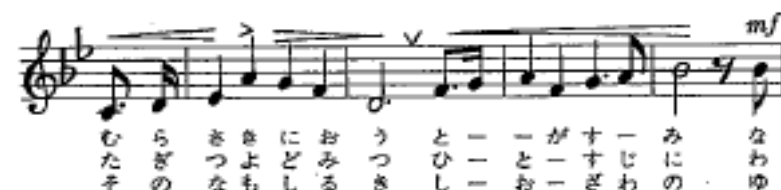
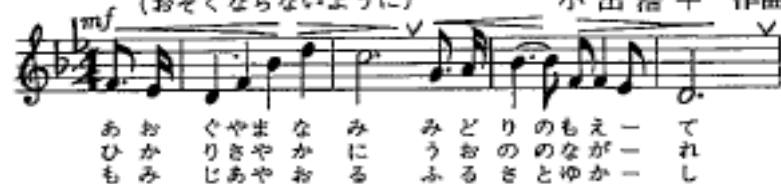
雪の校章の誇りを胸に

睦びて励まん校旗のもと

我等が行手 幸わえ永久に

塩沢商工高等学校校歌

あかるく J=112 上村 義平 作詩
(おそくならないように) 小出 浩平 作曲



沿 革

昭和38年	1月 1日	新潟県立塩沢商工高等学校設立告示
昭和38年	4月 1日	商業科2学級、機械科2学級編成にて開校
昭和38年	4月12日	第1回入学式
昭和38年	10月10日	第2校舎竣工
昭和39年	3月 3日	定時制第1回卒業式
昭和39年	3月31日	第2校舎増築竣工
昭和39年	7月15日	第3校舎竣工
昭和40年	3月31日	第1校舎竣工
昭和40年	9月 7日	第4校舎竣工
昭和41年	3月 3日	全日制第1回卒業式
昭和41年	3月31日	第1校舎増築竣工
昭和41年	8月10日	体育館竣工
昭和41年	12月31日	第4校舎増築竣工 第3校舎増築竣工
昭和43年	2月 1日	商業科4学級募集に改定
昭和44年	1月22日	第5校舎竣工
昭和45年	1月12日	第5校舎増築竣工
昭和45年	1月22日	第1校舎増築竣工
昭和48年	10月 9日	校門樹立
昭和49年	10月 1日	第2体育館竣工
昭和53年	8月15日	定時制閉課程記念式
昭和54年	3月31日	定時制閉課程
昭和55年	11月21日	格技場使用開始
昭和57年	8月12日	第2校舎改築竣工
平成 元年	9月30日	第1校舎改修工事竣工
平成 3年	9月10日	グラウンド大改修工事竣工
平成 4年	4月 1日	商業科1学級募集停止
平成 5年	4月 1日	商業科1学級を情報経理科に転換
平成 5年	10月30日	創立30周年記念式典
平成 5年	11月30日	第1体育館大改修工事竣工
平成 6年	4月 1日	機械科2学級を機械システム科に転換
平成 7年	3月28日	工業実習棟建築工事第3棟竣工
平成 8年	3月19日	工業実習棟建築工事第4棟竣工
平成11年	8月20日	テニスコート竣工
平成12年	12月26日	第2体育館大改修工事竣工

平成15年	4月 1日	情報経理科募集停止、商業科3学級募集に改定
平成16年	11月19日	管理普通教室棟耐震大改修工事竣工
平成22年	7月 1日	普通教室にクーラー設置（同窓会、PTA）
平成25年	10月19日	創立50周年記念式典
平成26年	4月 1日	商業科2学級募集に改定
平成30年	4月 1日	商業科1学級募集に改定
平成30年	12月14日	第2体育館改修・補強工事竣工
令和 元年	12月13日	格技場改修・補強工事竣工
令和 2年	4月 1日	機械システム科を地域創造工学科に学科改編 地域創造工学科に、機械システムコース・地域デザイン コースを設置
令和 5年	2月28日	特別教室棟改修工事（1期）竣工
令和 5年	12月 8日	特別教室棟改修工事（2期）竣工

新潟県立塩沢商工高等学校学則抄

新潟県南魚沼市泉盛寺 701 番地 1
電話 (025) 782-1111

第 1 章 総 則

(学則制定の趣旨)

第 1 条 この学則は、新潟県立学校管理運営に関する規則第 2 条に基づいて、本校の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 学年・学期・授業終始及び休業日

(学年・学期及び授業終始)

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

2 学年を分けて、次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

3 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

(休業日)

第 6 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 土曜日、日曜日

(3) 夏季休業日 7 月 24 日から 8 月 31 日まで

(4) 冬季休業日 12 月 25 日から 1 月 6 日まで

(5) 学年末休業日 3 月 20 日から 3 月 31 日まで

(6) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 5 日まで

(7) 新潟県公立高等学校入学者選抜の「学力検査（一般選抜）」が行われる日

(8) その他委員会が認めた日

2 前項の休業中に校長は生徒を登校させ、又は現場において職業に関する実習を行うことがある。

3 校長は、必要と認めた場合は、新潟県立学校管理運営に関する規則第 8 条第 1 項に示された範囲内において、前記の休業日を変更することができる。

4 校務の運営上、特に必要があると認めたときは、校長は、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。

(臨時休業)

第 7 条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

第 3 章 教育課程・授業日及び生徒の指導

(生徒心得)

第 10 条 生徒は、本校の定める生徒心得を守らなければならない。

(欠席・欠課等)

第 11 条 生徒が、欠席、欠課、遅刻、早退等をする場合には、所定の手続きを経なければならない。

(対外行事への参加)

第 12 条 生徒が文化、体育関係等の対外行事等に参加する場合には、校長の許可を得なければならない。

(感染症予防の措置)

第 13 条 生徒が感染症にかかり、又はかかるおそれのあるときは、校長はその生徒の出席停止を命ずることができる。

第4章 成績の評価・単位の認定及び卒業

(成績評価・単位認定)

- 第14条 成績の評価、単位の認定は、学習指導要領の基準に基づいて、生徒の出席状況と平素の成績によって行う。
- 2 成績の評価、単位の認定については、校長が別に規程を定める。

第5章 入学、退学、転学、留学及び休学等

(誓約書)

- 第20条 入学を許可された者は、入学後20日以内に保護者が署名した所定の誓約書及び住民票の写しを校長に提出しなければならない。ただし、入学を許可された者が成年者の場合には、保護者の署名を要しない。
- 2 保護者に変更があったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

(保護者等)

- 第21条 保護者とは、生徒に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人で、本校に対して、生徒に関するいっさいの責任を負うことができる者をいう。
- 2 生徒もしくは保護者(前項に定めるものを含む。)が、住所又は氏名等を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(転学)

- 第22条 生徒が、転学しようとするときは、保護者は、所定の転学願を校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、他の高等学校から転学を志望する生徒があるとき、教育上支障がなく、かつ、本校生徒として適当と認めた場合は、これを許可する。

(留学)

- 第23条 生徒が、外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者は、所定の留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。
- 2 前項の願い出のあったときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。

(休学)

- 第24条 生徒が病気その他止むを得ない事由によって、休学しようとするとき、保護者は、所定の休学願を校長に提出しなければならない。
- 2 前項の願い出のあったときは、校長が適当と認めた場合は、1月以上1年以内の期間で休学を許可するものとする。
- 3 休学が1年を超えた場合は、自然退学とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、引き続き休学を許可することがある。

(復学)

- 第25条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者は、所定の復学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

(退学及び再入学)

- 第26条 生徒が、退学しようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。
- 2 いったん退学した生徒の再入学は、退学後1年以内に願い出て、しかも再入学の理由を、校長が適当と認めたときに限り、原学年以下に入学を許可する。

第6章 生徒の表彰及び訓戒

(表彰)

- 第29条 校長は、1年間及び3年間、欠席、欠課、遅刻、早退のない者に皆勤賞を授与する。
- 2 校長は、部活動等で顕著な成績（全国大会出場レベル等）をあげ、顧問等の推薦を受け、適当と認めた者に功労賞を授与する。
 - 3 校長は、下記の賞について推薦をする。
 - (1) 全国産業教育振興中央会会長賞
 - (2) 新潟県産業教育振興会会長賞
 - (3) 全国商業高等学校協会会長賞
 - (4) 関東甲信越地区機械工業教育研究会会長賞

(訓戒)

- 第30条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行う。
- 2 前項の懲戒処分は、退学・停学及び訓告とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - 4 第2項の停学は、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。
 - 5 第2項の訓告は、教育上必要があると認められる生徒に対して行うものとする。

附 則

平成21年11月12日	一部改正
平成22年7月2日	一部改正
平成26年4月1日	一部改正
令和4年4月1日	一部改正

生徒心得

本校の生徒は塩沢商工高等学校生徒としての自覚に基づき、学校の定める教育目標の達成に専念し、学校生活を通じて人格の陶冶に励み、責任感と勤労意欲の尊さを自覚し、国家社会に貢献できる人間性の基礎を培うよう心掛けねばならない。

この心得は生徒の誇りと責任において、学校生活の指針とし、明るく楽しい学園を建設し、良い校風の発揚に努めよう。

1. 学 習

- ① 学習は学校生活の基本である。志を立てて本校に入学したのであるから、最後まで初志を貫く覚悟が大切である。
- ② 本校では学ぶ教科は専門教科、普通教科を併せて科目数が多く、その内容は高度である。従って学習に専念しない者は、本校の生徒としての資格に欠けるものである。
- ③ 学習の基本は学校生活だけに止まらず、更に広く社会生活に対応する学習へと関連付けることにより、ますますその意欲を高めることができる。
- ④ 定期考査期間中、生徒は各自の荷物のすべてを整理し、机の中にはいっさい持ち物を置かないようにし、不正行為のないようにする。

2. 校 内 心 得

- ① 学校は公共の場である。他人に不快感を与える言動があったり、公序良俗に違反する行為があった場合は、厳しく指導する。
- ② 盗難防止のため、学校内では私物の整理整頓を心掛けて、不必要なものは持ち込まない。
- ③ 登校後は放課に至るまで外出を禁止する。やむを得ない理由により外出しようとするときは、学級担任又は授業担任の許可を得ること。
- ④ みだりに他室に出入りしたり、決められた以外の時間、場所で飲食しないこと。
- ⑤ 授業や集会等、開始時間は厳守し、迅速に行動すること。また、クラブ活動などで在校時間を延長するときは顧問を通じて許可を得ること。
- ⑥ クラブ活動は原則として、定期考査の1週間前より禁止する。

3. 校 外 心 得

- ① 郊外においては、常に塩沢商工高等学校の生徒であることを念頭において行動すること。
- ② 身分証明書は本校の生徒であることを示すものであり、常に所持していること。
- ③ 本校生徒としての品位を失墜するような行為は厳に慎むこと。また、風紀上好ましくない場所には立ち入らないこと。
- ④ 社会通念上不適切と思われる情報等も見識をもって対応すること。特に個人情報の取り扱いには留意すること。
- ⑤ 夜10時以降の外出はしないこと。
- ⑥ 登下校には制服を正しく着用すること。
- ⑦ 登下校にあっては交通規則を遵守し、特に公共交通機関では、マナーを守り行動すること。
- ⑧ 自転車、原付等の通学は許可を得た上で行い、安全確保に留意し本校の交通規則を遵守すること。

4. 言葉遣いと挨拶

- ① 職員と生徒間はもちろんのこと、上級生と下級生の間であったとしても、努めて丁寧な言葉を用いること。
- ② 本校職員、来賓に対しては敬意を表し、会釈をすること。
- ③ 生徒間では互いに尊重し、活発に挨拶をかわすこと。
- ④ 職員の執務する部屋に出入りする時は、必ず礼をし礼儀正しくふるまうこと。

5. 校舎校具の愛護

- ① 校具使用後はもとの場所に整頓し、万一誤って破損、亡失したときは直ちに担当職員に届け出ること。
- ② 休日は原則として校舎の使用は禁止する。生徒会活動などで校舎校具を使用する場合は、顧問の許可を得て使用すること。なお、使用後は必ず原状回復すること。

6. 服 装

- ① 服装は質素、清潔、端正にして本校生徒としての品位を保つよう心掛けること。
就職・進学試験をいつでも受けられる姿を原則とする。
- ② 本校指定の制服を着用すること。制服は採寸時のものを着用し、手を加えて変形しない。
- ③ 実習服、体操着等は定められた時間以外に着用しないこと。
- ④ 更衣の時期は夏季6月1日から、冬季は10月1日からを原則とする。
- ⑤ 頭髮は常に清潔な髪型とする。パーマ、染色・脱色等をしない。
- ⑥ 化粧はしない。(ファンデーション、口紅、色付きリップクリーム、マニキュア等)
- ⑦ ピアス、ネックレス、指輪、エクステンション、カラーコンタクト等の装飾品は身につけない。
- ⑧ 校内での履物は、学校指定の運動靴を用いること。
- ⑨ 校内にあっては特別な場合を除き、防寒具(コート、手袋、マフラー、帽子等)を身につけないようにする。

詳細については、別記「服装規定」を参照すること。

7. 掲 示

- ① 校内に掲示、貼紙をする場合は学校の許可を受けて指定された場所で行なう。
(教室内掲示については、担任の許可を得ること。)
- ② 諸掲示物は尊重し、汚損、改変してはならない。

8. 旅行、アルバイト

- ① 旅行等を行おうとするときは、保護者の承諾を得ること。
- ② アルバイトを希望する者は、保護者の承諾を得て、所定の許可願を提出し、学校の許可を得ること。

詳細については別記「アルバイト規定」を参照すること。

9. 諸 願 届

ア. 届 出

- ① 欠席、遅刻、早退
- ② 忌 引
- ③ 紛 失

イ. 願 出

- ① 公欠、外出
- ② 自転車、原付自転車による通学
- ③ 運転免許受験
- ④ アルバイト
- ⑤ 退学、休学
- ⑥ 通学、学割等証明書

10. 各種納入金

授業料その他の納入金は必ず定められた日までに納入すること。

11. 出 欠 届

- ① 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引、公欠の場合は、その都度速やかに学級担任に届け出ること。
- ② 感染症にかかったときは直ちにその旨を連絡すること。

【忌引日数】

父 母・・・・・・ 7 日 祖父母・・・・・・ 3 日
同居の家族・・・・ 2 日 兄弟姉妹・・・・ 3 日
同居していない家族・・・・ 1 日

ただし、遠隔地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

12. そ の 他

- ① 男女の交際は生徒としての節度と自覚に基づき明朗なものであること。
- ② 家庭と学校との連絡について、学校からの連絡文書は、迅速正確に保護者に渡すこと。

生活面に関する規定

1. 制服規定

「冬服規定」

白のシャツ、本校指定のブレザー・ネクタイおよびスカートまたはスラックス等
※防寒具をブレザーの中に着用するときは、ネクタイがはっきりと確認できるものとする。また、パーカーの着用は禁止とする。

※ブレザーは着ない場合でも、必ず携帯すること。

「夏服規定」

白のシャツ、本校指定のスカートまたはスラックス等

※夏季は本校指定のサマースラックス・サマースカート（任意購入）を着用してもよい。

※ネクタイの着用は任意である。

※ブレザー、ベストの着用は通年で可能。

ただし、ベストは本校指定のものまたは紺色とする。

2. アルバイト規定

ア. アルバイトを希望する者は、所定の用紙に記入し、学校の許可を得ること。無許可でのアルバイトが発覚した場合、厳しく指導する。なお、1年生は1学期終了時までは原則禁止とする。

イ. アルバイトをするにあたって以下の事項を厳守すること。

① 遅くとも夜の9:00までとする。

② 日数は週4日以内とする。

（極力、土日に実施する）

③ 高校生にふさわしくない場所や宿泊をとまなうアルバイトは禁止する。

④ 学校生活に支障がないものとする。

⑤ アルバイト先を変更する場合、アルバイトを止めた場合は速やかに担任に申し出ること。

ウ. あくまでも学校生活が最優先である。学校生活に支障がでてきた場合には、アルバイトを中止させることもある。

エ. 学期の成績で欠点が3科目以上ある場合、アルバイトは禁止する。

3. 携帯電話使用規定

携帯電話については、学校生活において保護者との連絡や防犯上の理由から使用する場合は、その持込みを認める。

ただし、以下の基本的なルールやマナーを守ることを条件とする。

1. 基本的なルール

① 使用できる時間について

始業（SHR）から終業（終わりのSHR）までの間は、昼休みに限り使用を認める。使用できない時間は、電源を切り、ロッカー、または鞆に入れる。

② 使用場所について

原則、校内での使用は、HR教室に限る。特に、移動中など廊下等で使用しない。

始業前、終業後は連絡等に限り、HR教室の他に生徒玄関での使用を認める。

※緊急の場合は、上記の限りではない。

2. マナー

① 校内外を問わず、使用できる時間と場所においても、他人の迷惑とならないように配慮する。

② 事故防止のため、登下校中に歩きながら使用しない。

3. ルール違反に対して

① ルール違反が発覚した場合は、その場で機器を預かる。放課後、反省文を提出し、担任より機器の返却を受ける。

② 繰り返しルール違反が発覚した場合は、特別な指導を行う。

令和3年4月1日一部改訂

交通安全に関する規定

1. 交通規定

生徒が運転免許を取得する場合、または車両を運転する場合は、次の規定を守り交通安全に努めること。

1 事故防止

道路交通法や校内規定を守ること。

2 免許の取得

- ① 運転免許を取得しようとする者は、定められた時期を守り、所定の用紙に記入の上、学校長の許可を得ること。

ただし、取得できる免許は「50cc以下の原動機付き自転車」（以降、原付とする）とし、自動二輪については免許取得・同乗を認めない。

- ② 運転免許の取得は原則として長期の休業を利用すること。
③ 原付免許取得の受験は、1年の夏休み以降とする。ただし、授業や行事を休んでの受験は認めない。
④ 普通自動車免許取得のための自動車学校入校は、3年の夏休み以降とする。ただし、授業や行事を休んでの通学・受験は認めない。
⑤ 運転免許取得を許可されたものは受験結果等を報告すること。

3 車両の運転

- ① 車両の運転にあたっては、道路交通法を守り、常に安全運転を心掛けること。
② 登校時の運転については、車両通学規定を守ること。
③ 車両運転中に事故・違反等の発生した時は、速やかに学校に連絡すること。
(加害事故・被害事故を問わない)
④ 帰宅後の原付の使用については、保護者の了承を得て使用すること。
⑤ 普通自動車の運転は原則認めない。ただし、運転技能を維持する目的に限り、保護者同乗の上、最小限の使用を認める。
⑥ 車両の貸借を禁止する。

4 車両通学

- ① 車両による通学を希望する者は、所定の用紙に記入の上、学校長の許可を得ること。
② 車両通学は自転車・原付のみ許可する。
③ 原付による通学は許可制とし、通学許可範囲は別に定める。
④ 上記の規定外で特別の通学を許可する場合がある。
⑤ 通学許可車両には交付されたステッカーを見やすい場所に貼ること。
⑥ 通学許可車両は、校外放置せず、所定の場所に駐輪すること。
⑦ 原付を通学に使用する場合は、フルフェイス型またはジェット型のヘルメットを着用すること。
⑧ 車両通学許可期間は、原則として4月から11月末日までとする。
⑨ 道路交通法違反や校内規定違反があった場合、通学許可を取り消すことがある。

5 指導措置

交通違反をなくし、事故を防止するため、交通法規ならびに校内規定に違反する場合は、厳しく指導する。
なお、交通安全講習を指示された者は、必ず受講すること。正当な理由なく受講しない場合は、別に指導を行う。

附 則

この規定は、昭和61年4月1日より施行する。

昭和63年4月1日一部改訂
平成4年4月1日一部改訂
平成5年4月1日一部改訂
平成9年4月11日一部改訂
平成14年4月1日一部改訂
平成15年4月1日一部改訂
平成17年4月1日一部改訂
平成18年4月1日一部改訂
平成21年4月1日一部改訂

平成27年4月1日一部改訂
平成28年4月1日一部改訂

学校安全宣言文

宣 言

最近、私達の身边に、交通事故や、学校行事中での事故等、悲しい災禍が相継いで起きております。

この現実を直視し、再び痛ましい事故をくりかえさないため、決意を新たにして、事故の絶無を期したいと思いをします。

この学校に学ぶ私達は、つねに交通道德を守り、規則に従い、また生活全般についても行動の安全を第一として、人の生命が、何ものにも代え難く尊いという自覚のもとに、一丸となって事故の防止にあたることを、ここに宣言します。

(宣言に基づいて次のことを誓います。)

- 1 私達は生命が尊いという自覚を新たにして、交通事故を無くすることを誓います。
- 1 私達は、歩行者として、また、車両の運転者として、交通法規を遵守することを誓います。
- 1 私達は、学校生活を通じて、つねに身体健康安全を確保するよう努めることを誓います。

昭和41年7月20日

新潟県立塩沢商工高等学校生徒会

図書館入館心得

- 1 原則として学校休日を休館とし、長期休暇の際は、その都度定める。
- 2 開館時間は原則として、職員がいる時間とする。
- 3 閲覧方法は開架式とする。
閲覧者は書架内の配列を混乱することのないよう充分注意し、書物は必ず取り出した場所に返納する。
- 4 館内においては他人の迷惑にならないよう静粛にする。
- 5 館内での飲食は禁止する。

○館外貸出しについての注意

- 1 貸出し書籍は辞書、年鑑、学習参考書以外の書籍として一回一人5冊までとする。
- 2 貸出しは毎日休憩時間と昼休みおよび放課後行ない、2週間以内に返却するものとする。
ただし、長期休暇の際はその都度定める。
- 3 貸出、返却に必要な手続きは必ず係の手を通して行なう。
- 4 貸出し中図書は破損汚さないよう取扱いには特に注意する。
- 5 また貸しは絶対にしてはいけない。
- 6 貸し出し中の本を、本人の過失により紛失した場合は、本人に本の弁償を求める。

令和2年4月1日 一部改訂

生徒会々則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は新潟県立塩沢商工高等学校生徒会と称する。

第2条 (目的)

本会は会員の学業の向上、技術の練磨、心身の鍛練及び人格の完成を目指すと共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (会員)

本会は新潟県立塩沢商工高等学校生徒の全員を以って会員とする。

第4条 (方針)

本会は会員の自発的活動を促し、創意工夫の力を養い道義情操の感覚を高める自治訓練の良き場としたい。

第2章 役 員

第5条 次の役員をおく。

会 長 1名 副会長 2名
議 長 1名 副議長 1名
評議員 各クラス 2名
生徒会執行部 各クラス 2名

会長は原則として最上級生を推し、副会長、書記、庶務、会計とともに学校長の承認を受けなければならない。

第6条 役員は各科の均衡を考慮し次のとおり定める。

- 1 会長、副会長及び議長、副議長は立候補による選挙で選ばれる。
- 2 評議員は各学級より2名を代表として選出する。
- 3 生徒会執行部は各学級より2名を代表として選出する。

第7条 役員は第5条の他の役職を兼任できない。

第8条 役員の任期は1ヶ年とする。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は生徒会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は常に会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。
- 3 議長は役員会、定例総会、予算審議及び臨時生徒総会の議事を進行する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議事の進行に当たると共に議長に事故あるときはその任務を代行する。
- 5 評議員は本会全般の評議に当たる。
- 6 生徒会執行部は生徒会全般の活動を執行補佐する。

第3章 運 営

第10条 総会は本会最高の決議機関であって全会員を以て構成する。

総会での決定事項は学校長の承認を受けなければならない。

第11条 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年一回5月に、臨時総会は次の各号の一に当たる場合、会長はこれを召集する。

- 1 全会員の1/3以上の要求があった場合。
- 2 役員会で必要と認めた場合。

第12条 総会は生徒会の最高機関であり、とり上げる議題として、会計決算報告、会計予算審議決定、会則細則改廃の件について、事業計画の件について、その他生徒会活動に必要な事柄について行う。

第13条 総会は会員2/3以上の出席により成立し、議事は特に定めるもののほか出席会員の過半数を以て議決する。可否同数の場合議長がこれを決する。

第14条 総会で必要と認めた場合特別委員会を設置する。

第15条 役員会は総会に次ぐ決議機関であって 総会にかける議題は、原則として役員会を通す。但し、役員会で審議されないものでも総会において出席者1/3以上の同意があれば審議することができる。

第16条 役員会は第5条の役員の外、原則として執行部会代表、部代表をもって構成する。

第17条 役員会は次の各号の一に当たる場合会長がこれを召集する。

- 1 会長が特に必要であると認めた場合。
- 2 役員会構成員の2/3以上の要求があった場合。
- 3 生徒会顧問から要求があった場合。
- 4 執行部会から要求があった場合。

第18条 役員会はその構成員2/3以上の出席により成立し、議事は特に定めるもののほか出席者の過半数を以て議決する。可否同数の場合は議長これを決する。

第19条 執行部会の任務及び構成員は次の通りとする。

- 1 会長、副会長、議長、副議長、生徒会執行部は執行部の構成員となる。
- 2 執行部は総会及び役員会の決議事項を実行する。
- 3 執行部会は前項の任務を達成するため、次の部門をおく。
整美委員会、保健委員会、応援団、放送委員会、図書委員会

第20条 本会の会員は毎年度所属しようとする部を一つ以上志望して部員となる。ただし強制はしない。

第4章 委 員 会

第21条 本会に次の委員会を置く。

第22条 文化祭実行委員会

- 1 本委員会は、各クラスより2名ずつ選出された委員より構成され、各年度始めに、委員長1名・副委員長2名を互選により選出する。
- 2 本委員会は、次の職務を司る。
 - 1 文化祭の準備および運営
 - 2 その他校内事業の計画執行

第23条 体育祭実行委員会

- 1 本委員会は、各クラスより2名ずつ選出された委員より構成され、各年度始めに、委員長1名・副委員長2名を互選により選出する。
- 2 本委員会は、次の職務を司る。

- 1 体育祭の準備および運営
- 2 その他校内行事の計画執行

第24条 クラスマッチ実行委員会

- 1 本委員会は、各クラスより4名ずつ選出された委員より構成され、各年度始めに、委員長1名・副委員長2名を互選により選出する。
- 2 本委員会は、次の職務を司る。
 - 1 クラスマッチの準備および運営
 - 2 その他校内行事の計画執行

第5章 予 算

第25条 各部の計画事項は実施前に必ず顧問に諮らねばならない。

第26条 各部、各委員会は年度始めに年間計画を立案し、それに伴う予算書を予算委員会に提出する。

第27条 予算委員会は、会長、副会長、議長、副議長を以って構成する。

第28条 予算委員会は各部執行部会より提出された予算書を検討、調整して作成した予算原案を予算審議会に提出する。

第29条 予算審議会は次の役員を以って構成する。各部々長、生徒会執行部、各委員会委員長、役員会代表1名、議長、副議長、予算委員。

第30条 予算審議会は、各部々長、生徒会執行部、各委員会委員長、役員会代表の意見と予算委員会の意見を調整し、予算案を作成する。

第31条 予算は予算審議会で審議し、生徒総会で承認、決定する。

第32条 予算委員会は予算委員長を互選する。

第33条 予算委員長は予算審議委員長を兼任し、両会を代表して召集を行う。

第6章 選 挙

第34条

- 1 選挙管理委員は1・2・3年生の各クラスより1名選出する。
- 2 選挙管理委員は選挙管理委員長、選挙管理副委員長を互選する。

第35条 選挙管理委員会は選挙規定に基づいて総選挙の計画を立て執行する。

第36条 選挙規定は別にこれを定める。

第7章 会 計

第37条 本会の会計年度は4月に始まり、翌年3月末に終わる。

第38条 会員は毎月の一定会費を納入しなければならない。

第39条 会員は入会金として、定められた金額を納入しなければならない。

第40条 各部における経費の支出は部長より顧問職員及び会計を経由して会長に請求する。

第41条 現金出納は顧問職員がこれに当る。

第8章 補 則

第42条 本会は同好会の設置を認める。ただし、設置条件を以下の通りとする。

- 1 会員が5名以上いること。
- 2 年間を通した計画的な活動ができること。
- 3 顧問と活動場所が確保できること。
- 4 高体連・高文連等の大会・コンクールに出場・出品できる部門があること。または、それと同等な活動ができると見なされること。（例えば、勤労生産・奉仕的活動など）
- 5 上記1から4の条件を満たした上で、部顧問会議、職員会議、生徒総会で認められた場合。
- 6 発足は、生徒総会承認日からとする。予算請求は次年度からとする。

第43条 本会は同好会の部への昇格を以下のように定める。

- 1 部への昇格の意志がある同好会で、2年以上継続して、年間を通した計画的な活動を行ってきたこと。
- 2 高体連・高文連等の大会、コンクールに出場・出品した実績があること。または、これに準ずる実績があること。
- 3 上記1から2の条件を満たした上で、部顧問会議、職員会議、生徒総会で認められた場合。
- 4 昇格は、生徒総会承認日からとする。予算請求は次年度からとする。

第44条 本会は部から同好会への降格を以下のように定める。

- 1 2年間部員が0名、または2年間継続して、年間を通した計画的な活動が見られなかった場合。
- 2 上記1について、11月に生徒会が調査し審査を行う。その上で、部顧問会議、職員会議、12月の生徒総会で認められた場合。

3 降格は、次年度4月からとする。

第45条 本会には学校長の任命による顧問職員をおく。

第46条 本会における全機関の執行および決定事項は、学校長と職員会議の承認を必要とする。

第47条 この会則に定められたいずれの会議においても会員職員共に傍聴できるが、それぞれの会議についてそれぞれの会議の構成員外は特に定められた者のほか、発言権、請求権、議決権のいずれも認めない。
ただし職員は発言につき請求できる。

第48条 本会の会則を改廃しようとするときは、役員会で審議し総会で決定する。

ただし、その議決は出席会員の2/3以上の多数決とする。

附 則

この会則は昭和44年11月20日より施行する。

平成5年4月1日 一部改訂

平成27年4月1日 一部改訂

選 挙 規 定

第1章 総 則

第1条 本規定は会長、副会長、議長、副議長、応援団長、応援団副団長の選挙に関する規定である。

第2章 役員の選挙

第2条 会長選挙

1 全会員の選挙により原則として改選期における2年生の候補者中より1名選出する。

2 有効投票の過半数を以って当選とする。

但し何れも過半数に達しなかった場合は上位得票者2名により決選投票を行なう。

3 立候補の形式は自主立候補と推薦立候補があり、それぞれ責任者を1名つけなければならない。

第3条 副会長選挙

1 全会員の選挙により改選期における1・2年生の候補者より2名を選出する。

2 2名とも上位得票者を以って当選とする。

3 立候補の形式は会長のそれに準ずる。

第4条 議長選挙

1 全会員の選挙により改選期における2年生の候補者中より1名選出する。

2 議長の選挙は第2条の2に準ずる。

3 立候補の形式は会長のそれに準ずる。

第5条 副議長選挙

1 全会員の選挙により改選期における1・2年生の候補者中より1名選出する。

2 上位得票者1名を以って当選とする。

3 立候補の形式は会長のそれに準ずる。

第6条 応援団長選挙

応援団長の選挙は第2条の1・2・3に準ずる。

第7条 応援団副団長選挙

1 全会員の選挙により改選期における1・2年生の候補者中より1名を選出する。

2 上位得票者1名を以って当選とする。

3 立候補者の形式は会長のそれに準ずる。

第3章 選挙の管理

第8条 選挙管理は選挙管理委員会が本規定に従って行なう。

第9条 選挙管理委員会は投票15日前までに選挙の公示を行なう。

第10条 選挙管理委員会は選挙公示後選挙人名簿を作成し公示する。

第11条

1 選挙管理委員会は選挙公示後直ちに立候補の受付を開始する。

2 受付期間は選挙管理委員会が定める。

第12条 選挙管理委員会は立候補届受付を締め切った後、直ちに候補者名簿を公示する。

第13条 投票立会人は選挙管理委員会が依頼する。

第14条 不在者投票は公欠等やむを得ない場合、選挙管理委員会に届出た者のみ認める。

第15条 開票所は選挙管理委員会の指定に基づく。

第16条

- 1 投票の仕方は選挙管理委員会に一任する。
- 2 票の有効、無効は選挙管理委員会が決定する。

第17条 候補者数が定員である場合は信任投票を行う。ただし、有効投票の過半数に達しない場合は再選挙を行う。

第4章 選挙運動

第18条 選挙運動は候補者名簿の公示後、投票の前日までの期間内に行うことができる。

第19条 ポスターは選挙管理委員会が指定する。

第20条 選挙演説、個人演説会は選挙管理委員会が承認した上で行う。

第21条 選挙管理委員会は選挙運動期間中1回、全候補者、責任者の立会演説会を行う。

なお、付随して応援演説を行うことができる。

第5章 改 正

第22条 本規定の改廃は役員会の承認を経て総会の承認を経なければならない。

附 則 本規定は昭和44年11月20日より施行する。

整美委員会細則

第1条 (名称)

本会は新潟県立塩沢商工高等学校整美委員会と称し、生徒会執行部に属する。

第2条 (目的)

本会は生徒会々員の協力を得て、校舎内外の美化につとめ、学習環境を整えることを目的とする。

第3条 (活動)

本会は前条の目的達成のため次の活動を行なう。

- (1) 校舎校具の管理保全に関すること。
- (2) ごみ収集所等の管理保全に関すること。
- (3) その他目的達成に必要と考えられること。

第4条 (構成と任務)

本会の構成と任務は次の通りである。

- (1) 整美委員は各クラスより1名選出する。
- (2) 委員の任期は1年とする。
- (3) 委員全員により委員会を構成し、次の役員をおく。
委員長1名・副委員長1名
- (4) 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
- (5) 役員の任務は次の通りとする。

委員長は本会を代表する。

副委員長は委員長を補佐し、不在の時は任務を代行する。

書記は議事、実施事項、および会計の記録をし、顧問はこれを保管する。

第5条 (会議) 本会は必要に応じて委員長の召集により委員会を開催し、実施事項の決定および反省を行なう。

第6条 (会計) 本会に要する費用は生徒会々計よりの補助、その他による。

第7条 (補則)

- (1) 本会には顧問1名以上をおく。
- (2) 本細則の改廃は本委員会の3分の2以上の賛成を得た後生徒総会の承認を得て成立する。
- (3) 本細則は昭和41年4月1日より施行する。

令和2年4月1日 一部改訂

保健委員会細則

第1章 総 則

第1条 本会は新潟県立塩沢商工高等学校保健委員会と称し、生徒会執行部に属する。

第2条 本会は衛生的生活環境をつくるために活動し、精神的、身体的災害を最小限にとどめることを目的とする。

第3条 本役員は目的達成のために任務を遂行し、その行動は会員の模範とならなければならない。

第2章 機関、任務

第4条 本会は各クラスより選出された2名の委員をもって構成し、次の役員をおくものとする。

- (1)委員長 1名 本会を代表する。
- (2)副委員長1名 委員長を補佐し、不在の時は任務を代行する。

第5条 本委員会は必要に応じ、随時その活動を行なう他、次の任務につかなくてはならない。

- (1) 健康診断実施の補佐的役割。
- (2) 校舎内外の保健（水道、電気、暖房、カーテン等）に関する計画作成及びその実施。
- (3) 本委員は顧問の指示で生徒全員に対し、災害時の救護活動ができるよう指導しなければならない。
- (4) 保健活動の啓発に務める。

第6条 本会は毎学期1回以上の定例委員会をひらく。臨時委員会は次の各号の1に当る場合、委員長がこれを召集する。

- (1)委員長が必要と認めた場合。
- (2)会員の3分の1以上の要請があった場合。
- (3)役員会より要請のあった場合。
- (4)顧問から要請があった場合。

第7条 本会は委員の過半数の出席をもって成立し、議決は3分の2以上の賛成を必要とする。

第3章 補 則

第8条 本細則の改廃は委員会の3分の2以上の賛成と生徒会の承認を必要とする。

第9条 本細則は昭和41年4月1日より施行する。

令和2年4月1日 一部改訂

応援団細則

第1章 総 則

第1条 本団は新潟県立塩沢商工高等学校応援団と称し、生徒会執行部に属する。

第2条 本団は応援団活動と団体活動を活発にすることをもって目的とする。

第3条 本団の役員は第2条の目的を自覚して責任をもってその任務を遂行し、その活動ならびに行動は団員の模範とならねばならない。

第2章 機関、任務

第4条 本団の役員は選挙規定第6条、第7条に基づき選出された団長1名、副団長1名のほか各クラスより選出された応援団リーダー2名をもって構成する。但し、商業科の場合は必ず女子1名を含むものとする。役員とその任務は次の通りとする。

- (1)団長 団長は本団を代表する。
- (2)副団長 団長を補佐し、不在の時は任務を代行する。
- (3)リーダー 団長を補佐し、団員を指揮する。

第5条 本団は顧問と連絡を密にし、必要に応じ随時その活動を行なう。

第6条 次の各号の1に当る場合、団長は団員を召集する。

- (1)団長が必要と認めた場合。
- (2)団員の3分の1以上の要請があった場合。
- (3)役員会より要請があった場合。
- (4)顧問から要請があった場合。

第7条 本団の役員会は、役員の過半数以上の出席をもって成立し、議決は3分の2以上の賛成を必要とする。

第8条 本団は必要に応じて団員の出頭喚問を求めることができる。ただし、その際には予め本団の役員会の決議と顧問の承認を必要とする。

第3章 補 則

第9条 本細則の改廃は本団の役員会の3分の2以上の賛成と生徒会の承認を必要とする。

第10条 本団の団員は生徒会々員全員とし、また活動する時は団長の許可ある者以外全員参加とする。本団の活動の場合は音楽部の協力を得ることができる。

附 則 本細則は昭和42年4月1日より施行する。

放送・泉盛委員会細則

第1条 (名称)

本会は新潟県立塩沢商工高等学校放送・泉盛委員会と称し生徒会執行部に属する。

第2条 (目的)

本会は生徒会々則第2条に基づき、会員の協力を得て、充実した放送・泉盛の発行を行なうことを目的とする。

第3条 (活動)

本会は放送、泉盛の各委員会より構成され、分担して次の活動にあたるものとする。

- (1) 校内放送の実施。(放送委員会)
- (2) 生徒会機関誌(泉盛)の発行。
(泉盛委員会)
- (3) 視聴覚機材の管理・運用。(放送委員会)
- (4) その他関係のある活動。

第4条 (構成)

本会の構成は、次の通りとする。

- (1) 各委員会は、各クラスより1名選出された委員により構成される。
- (2) 委員の任期は全て、1年間とする。
- (3) 各委員会は、次の役員をおくものとする。

委員長 1名

副委員長 1名

- (4) 委員長、副委員長は、各委員会内で委員の互選により選出する。
- (5) 役員の任務は、次の通りとする。
各委員長は、本会ならびに各委員会を代表する。
副委員長は、委員長を補佐し、不在の時は、その任務を代行する。

第5条 (会議)

必要に応じて開き、本会の活動が円滑に行なわれるよう実施事項の決定分担、活動内容などの決定に努める。

第6条 (会計)

本会に要する費用は生徒会々計より補助をうける。

第7条 (補則)

- (1) 本会には顧問3名以上をおく。
- (2) 本細則の改廃は本委員会の3分の2以上の賛成を得た後、生徒総会の承認を得て成立する。

附 則 本細則は昭和43年4月1日より施行する。

平成5年4月1日 一部改訂

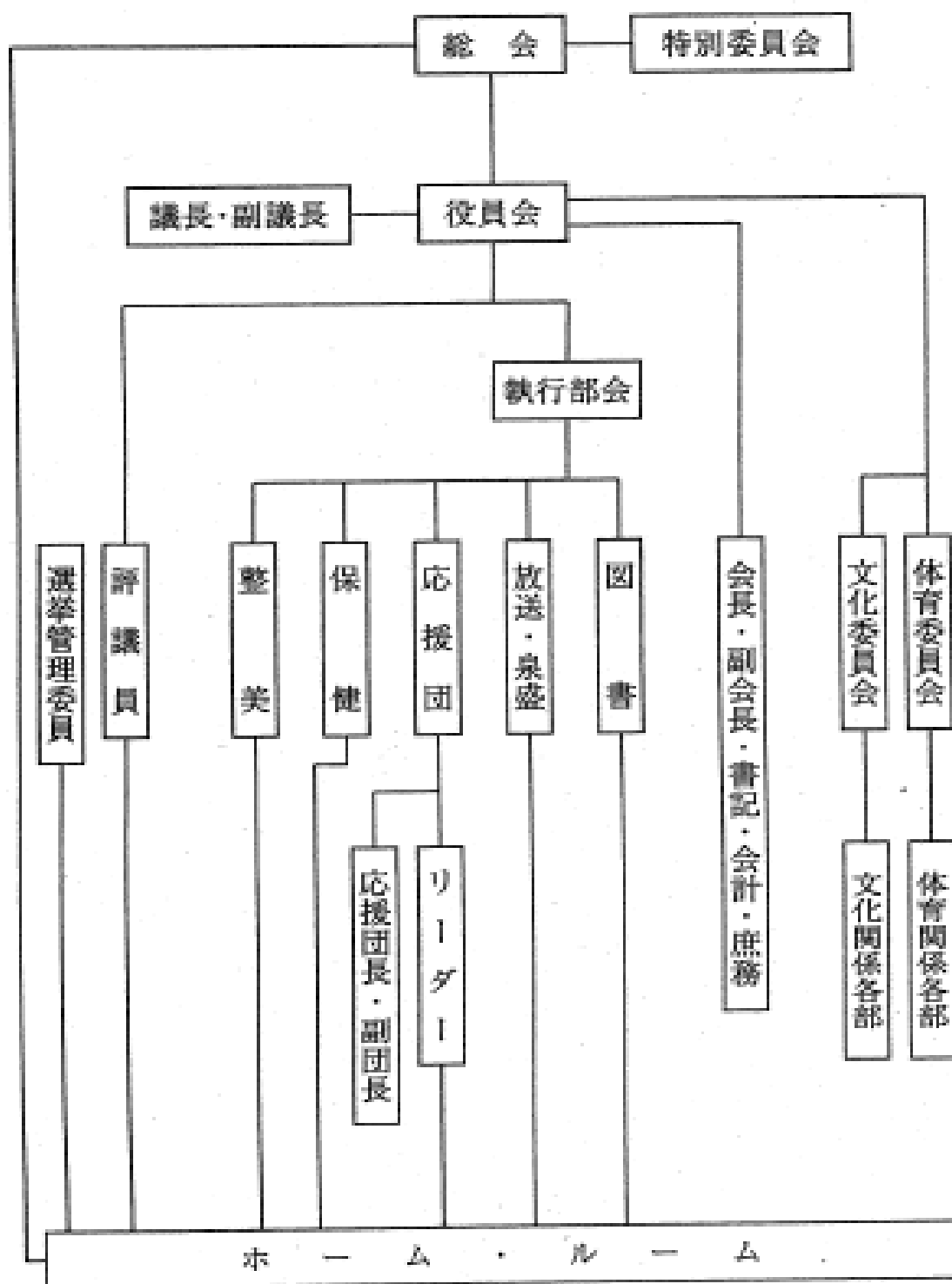
平成9年4月1日 一部改訂

令和6年4月1日 一部改訂

図書委員会細則 (抄)

- 1 本図書館は本校教育の目的に従い、図書(附新聞・雑誌)その他を整備し、これを生徒及び教師の利用に供することによって自由、かつ多角的な自発学習の展開に寄与すると共にまた、健全な教養のための場となることを目的とする。
- 2 本図書館に次の役員をおき任期は1カ年とする。ただし、留任を妨げない。
 - (1) 生徒図書委員 各ホームルーム2名
 - (2) 顧問職員 若干名
- 8 図書およびその他資料の購入は各科職員及び生徒の希望により予算並びに学校図書館基準に照し購入するものとする。
- 9 本図書館は開架式とし、図書館入館心得に定めるところによって開館し、(NDC 日本十進分類法)を採用する。
- 10 本図書館の予算は年度始めに、決算は年度末に提出し全職員の承認を得なければならない。

生徒会機構図



予算作成機構図

